

第118回東北地方交通審議会
船員部会 議事要録

平成30年 8月24日
東北地方交通審議会
船員部会事務局

東北地方交通審議会 第118回船員部会

日 時 平成30年8月24日（金） 13：30～

場 所 仙台第4合同庁舎 4階会議室

出席者 公益委員：高橋（真）部会長、増田部会長代理、

佐々木委員、森委員

労働者委員：熊谷委員、高橋（雅）委員、津田委員

使用者委員：齋藤委員、白幡委員、平岡委員

運輸局：畠山海事振興部長、丹藤海事振興部次長

佐藤船員労働環境・海技資格課長

柳田船員労政課長、村林労政課専門官

大友労政係長

議 題

（1）審議事項

船員に関する特定最低賃金の改正に係る諮問について

（2）管内の雇用等の状況について

（3）その他

（資料）

資料1 船員の特定最低賃金の改正に関する諮問関係資料

資料2 船員職業安定業務取扱状況説明資料（6月分）

資料3 新規求人・求職数（東北管内：3年対比）

資料4 有効求人・求職数（東北管内：3年対比）

資料5 新規求人・求職数（全国）

資料6 有効求人・求職数（全国）

資料7 有効求人倍率（東北管内）

資料8 有効求人倍率（全国）

資料9 「南陽市で中学生海洋キャリア教育セミナー開催」プレスリリース

資料10 新聞情報

◎開 会

【丹藤海事振興部次長】

〔第118回船員部会の成立状況について報告〕

〔配付資料の確認〕

◎議 事

(1) 審議事項

【高橋（真） 部会長】

それでは、早速議事に入りたいと思います。

お手元にあります議事次第の議題（1）審議事項に入ります。

船員に関する特定最低賃金の改正に係る諮問について、配付資料1－1のとおり、8月10日付で東北運輸局長から東北地方交通審議会会長に対し、最低賃金法第35条第7項の規定に基づき最低賃金の改正に係る諮問がありました。

そして、配付資料1－2のとおり、東北地方交通審議会運営規則第9条により、船員部会において審議されるよう、8月21日付で東北地方交通審議会会長から当船員部会に付託されました。

では、海事振興部長から諮問の趣旨について説明をお願いします。

〔畠山海事振興部長、諮問の趣旨を説明〕

【高橋（真） 部会長】

ありがとうございました。

条件が整ったということで、諮問が決定されたということです。今説明がありましたけれども、委員の皆様から何かご質問等ありましたらお願いしたいと思います。ありませんか。

ないようですので、それでは諮問を受けまして、船員部会運営規則第6条の規定により最低賃金専門部会の4業種を設置することといたします。

続きまして、事務局から、資料の船員の特定最低賃金の改正に関し、関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する公示案及び船員の特定最低賃金の改正に関す

る諮問状況について、説明をお願いします。

〔柳田船員労政課長から資料 1 - 3、資料 1 - 4 に基づき説明〕

【高橋（真） 部会長】

ありがとうございました。

今の説明について何かご意見、ご質問ありますでしょうか。

【増田部会長代理】

公示第 2 号とありますが、第 1 号というのはあるのでしょうか。

【柳田船員労政課長】

最低賃金の設定は、昭和の時代からあって、公示文には平成15年の日づけが入っておりますが、その前の年、平成14年に地方運輸局の再編がございまして、東北運輸局の管轄が変わりました。その前までは東北の秋田、山形は新潟運輸局管轄で、別の最低賃金の設定がありました。平成14年の統合により、東北の管轄が 6 県に再編をされたことを踏まえて、最低賃金の適用地域を変更して、金額の改正をするという意見要旨の公示を行った際の番号が第 1 号となっています。

【増田部会長代理】

わかりました。ありがとうございます。

【高橋（真） 部会長】

よろしいですか。ほかにありますか。

それでは、ほかにないようですので、ご了解いただいたものといたします。

続きまして、専門部会委員の任命と今後のスケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

〔丹藤海事振興部次長から資料 1 - 5 に基づき説明〕

【高橋（真） 部会長】

ありがとうございます。

ただいまの説明について何かご意見、ご質問ありますでしょうか。

ないようですので、専門部会委員の任命とスケジュールについて、ご了解いた

だいたいのものといたします。

(2) 管内の雇用等の状況について

【高橋（真） 部会長】

次に、議事次第の議題（2）管内の雇用等の状況について、事務局から報告をお願いします。

[柳田船員労政課長から資料2から資料8に基づき説明]

【高橋（真） 部会長】

ありがとうございました。

ただいまの報告について何かご意見、ご質問はありますでしょうか。

ないようですので、ご了承いただいたものといたします。

(3) その他

【高橋（真） 部会長】

次に、議題（3）その他に入ります。

まず最初に、資料9について事務局から説明をお願いします。

[柳田船員労政課長から資料9に基づき説明]

【高橋（真） 部会長】

ありがとうございました。

ただいまの説明内容についてご意見、ご質問ありますか。

ないようですので、次に、委員の皆さんから情報提供をお願いします。

では最初に、労働者委員のほうからお願いします。

【高橋（雅） 労働者委員】

サンマの話題ですが、今月20日に大型サンマ船が北海道から出港しました。操業開始は20日の夜からですが、漁場がロシア海域の領海のため、21日まで調査を行わないで航行を続け、22日、23日と2日間操業したようです。

22日には多い船でも10トンくらいの漁獲であり、他の船はほとんどゼロに等しいような漁獲でしたが、それでもなお、昨日も操業したということです。

現在、台風が来ている影響があるため、各船は港に向かっており、本日から明日に水揚げをする状況です。

値段については、小型船でも1,000円以上の価格であり、鮮度が悪かったのでも300円、400円くらいの値段はしていたという状況です。ほとんどは北海道の花咲、根室での水揚げになります。

【高橋（真） 部会長】

わかりました。ありがとうございます。

ほか、津田委員と熊谷委員ありませんか。

【熊谷労働者委員】

付随した内容ですけれども、環境省では、今年のサンマの来遊量は前年をある程度上回るという予想であり、まだ沖のほうで分布しているようですが、10月中旬には三陸沖に来るのではないかとということです。

あと、去年の漁獲量は低水準でしたが、今年は昨年と比べて魚体も大きく、近年並の量になるのではという予想も出ているようです。

【高橋（真） 部会長】

ありがとうございます。

では、使用者委員のほうからお願いします。

【平岡使用者委員】

内航未来創造プランの関連施策として、内航貨物船の499トン以下で船員確保と育成を目的とした居住区の拡大を伴う増トン場合の船舶職員配乗要件等の緩和措置が8月1日から開始されました。船員不足が深刻化する内航業界にとって、今回の規制緩和を活用した小型船による居住区拡大により、海技資格取得のための部員、船員を志す学生、インターンシップですけれども、育成の推進が期待されます。

しかしながら、その特例を受ける要件や船員確保・育成計画の作成など、手続が煩雑となっております。20条の特例許可を取得するために、船員確保・育成計画作成に対しては、5年以内に確保・育成が完了する場合は完了時期、5年を越えて行う場合は5年をそれぞれの許可期限とし、いずれも具体的な育成方針、確

保・育成人数、取得予定の海技資格、育成実施予定の時期及び育成期間について記載を求められております。また、5年を越えて行う場合は、船舶の法定耐用年数の期限を上限としております。それから、地方運輸局で年に1回計画の進捗状況を確認するとともに、20条特例の許可期間満了の3カ月前に計画の進捗状況をヒアリングし、計画どおり実施されていない場合は許可を取り消しされるとしておりますが、一層の緩和と手続の簡素化をしないと、申請する業者は少ないのだと思います。

実際、職員の配乗が途中で変わるといった場合、新造船の場合は、期間が終わったから部屋をなくしますということとはできないわけです。それによって緩和がなくなるというのはちょっと疑問に思います。

新造船は、耐用年数に限らず最後まで特例を生かせるようにするのであればいいのですが、毎年進捗状況をチェックして、計画と違っていればすぐ取り消すとなると、何のための緩和なのかと思います。

【高橋（真） 部会長】

これは運輸局の所管ですよ。

【佐藤海技資格課長】

はい、運輸局の所管です。

500トンが境目で、海技免状が変わってきます。500トンを超えるとワンランク上がるのですが、500トンを超えても500トン未満の海技免状の資格で良いという特例の許可になります。

今お話しされたとおり、条件がちょっと厳しく、なかなか使いづらいというところがあるのかなと思います。

【高橋（真） 部会長】

なかなか使いにくいという話ですよ。

【佐藤海技資格課長】

人材育成のために1つ部屋を増やすと、トン数が上がりますので、そのための特例許可ですけれども、結果ふたをあけたらちょっと厳しい条件だったということです。

【平岡使用者委員】

実際その5年間の船員計画を提出と言われても、どこも船員不足で5年先はわ

からない。

【佐藤海技資格課長】

当初、ここまで厳しい条件になると思っていなかったのですが、結果こういった条件がついて、ああ厳しいなと正直思ったところです。

【高橋（真） 部会長】

課長でさえ厳しいと思っているわけだから、なおさら利用しようとする側は出しにくいという話なのですか。船員を増やそうという目的のための施策だけれども、現実には全く効果がないというのは実施する前から明らかだという話と解釈していいですか。

【佐藤海技資格課長】

申請はゼロではないとは思いますが。ただ、条件をクリアする必要があり、その条件が厳しいと個人的に思っているところです。

【高橋（真） 部会長】

そうすると、応募しやすいケースとすれば、5年間という長期計画で最初から大きく造るところは使いやすいと考えるということですか。

【平岡使用者委員】

新造船を造れば最後まで特例を適用しないと、5年後からは海技免状のランクが上がるとなれば、例えば今雇用している船員をやめさせないといけない可能性もあるわけですね。例えば6級海技士とか。

【高橋（雅） 労働者委員】

平岡委員の話ですけれども、船員の部屋は今幾つありますか。

【平岡使用者委員】

6つあります。実際には1室は物置になっています。

【高橋（雅） 労働者委員】

そのような問題があるから、なおさらそういう条件にしたのではないですか。確実に船員を育てる部屋を設けるよう。内航船の場合、トン数の関係があるので荷物を積むために部屋を小さくします。そういう絡みもあるから、若い人たちが来やすいように、もっと部屋を大きくして生活環境をよくしようということで、居住区をふやす、それで船員を育てなさいということだと思います。それで500トンを超えるから20条特例で海技免状を少し緩和しましょうと、その期間だけ。結局

はその緩和を利用して、今いる人にももう一つ上の免状をとらせればいいだけではないのかなと思います。これは労働者側の考え方ですけれども。

【森公益委員】

役所としては、そういう規制緩和の実績確認や効果検証については考えているのですか。

【佐藤海技資格課長】

特例許可というのは様々あり、どの内容のものをどれだけ出しているかという報告はあります。ただ、今後この特例に特化して調査をするのかどうかはわかりません。

【高橋（真） 部会長】

せっかくつくったので、利用したほうがいいに決まっているわけですが、利用されないとなると意味がない。

【佐藤海技資格課長】

これはいい内容だと感じて、この条件でできるというのであれば申請しようという話になると思います。

単純に、居住区拡大船であればずっと特例を適用できるという考えでいた人から見れば、こんな条件がついてしまったのかというところだと思います。

【平岡使用者委員】

手続が余りにも煩雑で、5年ごととか、計画から外れたらすぐ取り消すとか、最大でも耐用年数までと。貨物船の耐用年数というのは14年ですけれども、実際は20年ぐらいまで使います。そうすると、結局ずっと継続することができないということになります。

【高橋（真） 部会長】

使用者側からするとおいしい話のはずだけれども、余りおいしくない。

【佐藤海技資格課長】

居住区拡大船になって育成の管理もあるので何らかの条件がつくと思っていた人から見れば当然だという考えになりますし、単純に居住区拡大船だから特例をもらえると思っていた人から見れば、何でこんな条件つけるのかという考えになり、その違いはあると思います。

【佐々木公益委員】

今のお話だと、そういう施策については、弊害というのか脱法というものが懸念されるからいろんな牽制的な条件がついているのかなと思われるのですが、そういう理解でよいでしょうか。

【佐藤海技資格課長】

人材育成というところで見えていますので、そうするとどうしてもそういう条件がついてくるのかなと思います。

現在、漁船ですと海技免状の取得関係もありますが、例えば学科、筆記試験関係をとれば有効期間を延ばしたりなどいろいろなことを行っており、それに伴って内航船に関してもそういった対策を行っていますので、今回育成というところに観点を置けば、そういう条件がついてしまったというところがあるのかなと思うのですが。

【高橋（雅）労働者委員】

一番の根本は、やはり499クラスに乗る若い人が少ないということです。実際今5人でしか運航していない。昔でしたらコック長もいて、もう一人ボースンあたりもいて、七、八人くらい乗っていました。それがだんだん用船料が下がっていき、それではできないので人件費を切り詰めていくしかない。それで今大体5人で運航しているというのが実態です。その中で、いかに若い人たちを乗せるため、育てるための施策として、今回の特例ができたのではないかなと思います。

【平岡使用者委員】

その船員の部屋自体もやっぱり、新しい船をつくるとだんだん小さくなっていきます。なぜかという、貨物を1トンでも多く積めるようにしなくてはならないので。船員の部屋を広くすると、今度は積載量が少なくなって、採算性が合わなくなります。だんだん乗る人もいなくなるわけです。それで、今回の特例で10トンプラスされることに。

【高橋（真）部会長】

船員の居住空間を確保して、快適な職場だということをアピールしようと思えば船員はふえるのだけれども、それをすると収益効率が悪くなると。

【佐藤海技資格課長】

だから、510トンまでですけれども、10トンというところが大きい。

【高橋（真） 部会長】

苦肉の策ですね。そうであればもう少し新しい、これぞというものを探さない
とだめですよ。

【平岡使用者委員】

これに関してはもっと緩和してもらいたいです。

【高橋（真） 部会長】

わかりました。少し改善される方向でいずれ検討されるといいと思いますが。
ではほかに、ございませんか。

【齋藤使用者委員】

サンマの補足ですけれども、明日、北海道で650トンぐらい根室のほうに揚がる
と思います。大船渡にも若干揚がります。あと宮城県内は早くても火曜日以降か
なと思いますけれども、例年より形もよくて太っているということで、いっぱい
食べてもらいたいなと思っています。

【高橋（真） 部会長】

明るい話題でよかったですね。去年はサンマが不漁だったので。

そのほか、ありますか。

ありがとうございました。ほかにないようですので、本日の議事は終了といた
します。

次回の船員部会は9月21日金曜日の午後1時30分から、会場はここ、4階の会
議室で行います。

◎閉会